

役員等に関する報酬等支給基準

一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「本会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員等に関する報酬等の支給基準について、次のとおり定める。

第1条 この法人の会長、副会長及び理事に対し、別表1に定める報酬額を支給する。

第2条 この法人の監事に対し、別表2に定める報酬額を支給する。

第3条 この基準の施行に必要な事項及び手続きについては、会長の定めるところによる。

附 則

この基準は、本会の設立の日から施行する。

附 則（令和元年5月24日一部改正）

この基準は、令和元年5月24日決算総会終了時から施行する。

〔別表1〕

| 区 分 | 支給額（月額） | 支給額（年額） | 備 考 |
|-------|----------|------------|-----|
| 会 長 | 100,000円 | 1,200,000円 | |
| 副 会 長 | 30,000円 | 360,000円 | |
| 理 事 | 10,000円 | 120,000円 | |

〔別表2〕

| 区 分 | 支給額（月額） | 支給額（年額） | 備 考 |
|-----|---------|----------|-----|
| 監 事 | 10,000円 | 120,000円 | |